

令01原機(も)215

令和元年11月13日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児玉 敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定を、別紙のとおり変更認可を申請します。

1. 変更内容

平成3年5月13日付け3安(原規)第192号をもって認可を受け、参考資料1のとおり変更認可を受けた国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)を、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第3項及び「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方」に基づき、別添の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正前後比較表の改正後欄のとおり変更する(ただし、下線及び別表103中の枠線は含まない)。

2. 変更理由

燃料缶詰装置、缶詰雰囲気調整装置の維持期間の見直し、維持期間終了後の事業者自主検査の扱いの明確化等に係る廃止措置計画の変更認可申請を行う。

上記内容を踏まえた変更、その他記載の適正化等の保安規定変更を以下のとおり行う。

(1) 維持期間終了後の事業者自主検査の扱いを明確化する。

【第103条の3】

(2) 燃料集合体を含む炉心構成要素の性能維持については、第5章燃料管理の中で実施しているため、その旨を明確化し、第103条の保守管理対象から除外し、第5章燃料管理のQMS文書で実施していた炉心構成要素の性能維持確認(検査)に関して保安規定に追加する。

【第103条、第73条の2(新規)】

(3) 「別表103 維持すべき原子炉施設」について以下の記載の適正化を行う。

- ・系統ごとに記載していた予熱温度計を予熱計装設備に統合。また予熱ヒータの範囲(ナトリウムの充填範囲)を明確化。
- ・キャスク装荷装置及び燃料出入設備通路クレーンを使用する燃料搬出は行わないため、当該機器を表から削除。
- ・その他記載の適正化。

【別表103】

(4) その他、記載の適正化を行う。

【第1条、別図3-2、別表3-2、第14条、別表25-2等】

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

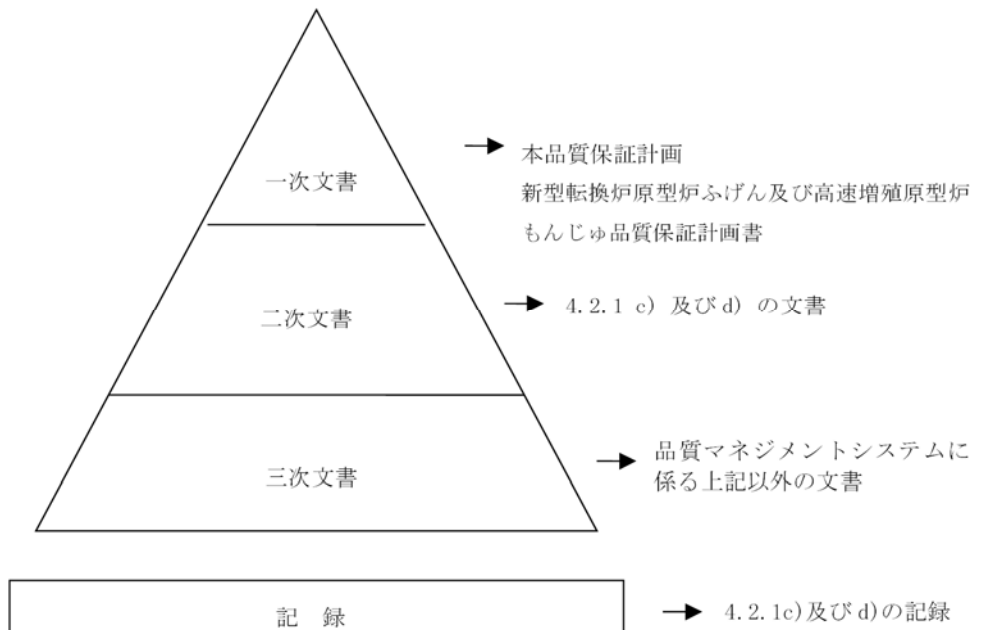
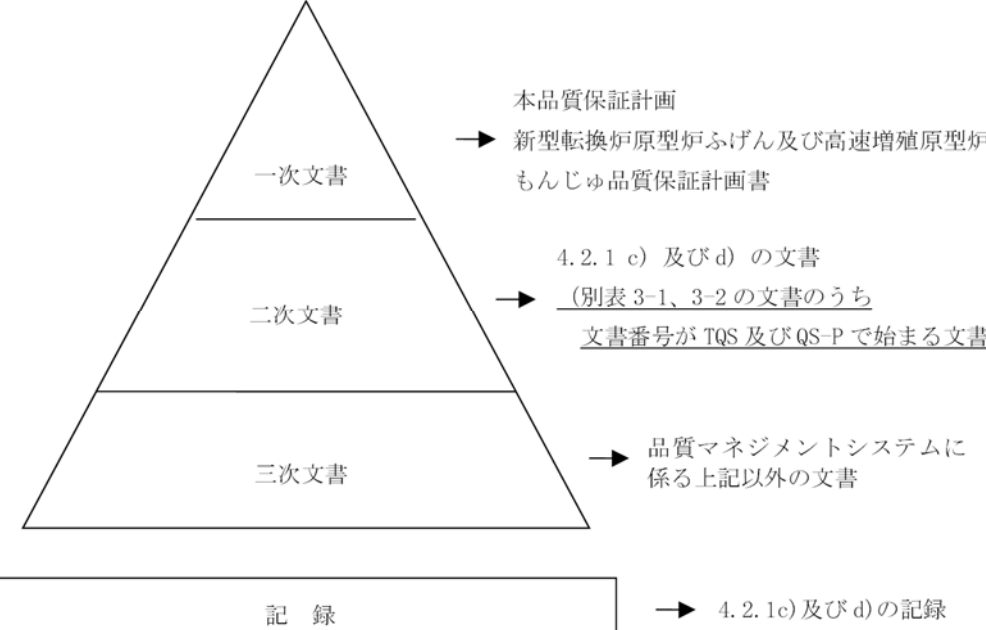
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
高速増殖原型炉もんじゅ
原子炉施設保安規定
改正前後比較表

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>高速増殖原型炉もんじゅ</p> <p>原子炉施設保安規定</p> <p><u>令和元年7月16日</u></p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証部門 高速増殖原型炉もんじゅ</p>	<p>高速増殖原型炉もんじゅ</p> <p>原子炉施設保安規定</p> <p><u>令和元年 月 日</u></p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証部門 高速増殖原型炉もんじゅ</p>	<p>・日付の修正</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この保安規定（以下「規定」という。）は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針) 第2条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敦賀廃止措置実証部門高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による所員及びもんじゅに勤務する所員以外の者並びに公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。なお、所員とはもんじゅに勤務する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の役員、職員（技術開発協力員等を含む。）、常勤職員、嘱託及び派遣労働者をいう。</p> <p>(関係法令及び規定の遵守) 第2条の2 第4条に定める組織（以下「組織」という。）は、前条に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び規定の遵守が確実に行われるようにする。 2 理事長は、関係法令及び規定の遵守を確実にするための活動の方針を定め、組織に所属する全員に向けて関係法令及び規定の遵守の重要性を周知する。また、安全・核セキュリティ統括部長を指揮し、関係法令及び規定の遵守を確実にするための活動の状況について報告を受け、必要な指示を行う。活動の方針は、年度ごとに1回以上レビューし、必要に応じて見直しを行う。 3 安全・核セキュリティ統括部長は、理事長の活動の方針を受けて、関係法令及び規定の遵守を確実にするための活動の施策を毎年度、立案する。また、当該年度の実施状況を取りまとめ、評価し、中央安全審査・品質保証委員会の審議及び前項の理事長の指示を受け、継続的に改善を行う。 4 敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証本部長に第2項及び前項の関係法令及び規定の遵守を確実にするための活動の方針及び施策を踏まえた敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける年度活動計画を立案させ、敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議で審議した後、承認し、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅが年度活動計画に基づき実施した結果について評価することで継続的に改善する。 5 安全・品質保証室長は、前項に定める年度活動計画の立案を含め、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける関係法令及び規定の遵守を図るための活動を推進する。 6 第5条の職務に従事する者は、第4項に定める年度活動計画に基づき、関係法令及び規定の遵守を図るための活動に取り組む。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この保安規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針) 第2条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敦賀廃止措置実証部門高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による所員及びもんじゅに勤務する所員以外の者並びに公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。なお、所員とはもんじゅに勤務する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の役員、職員（技術開発協力員等を含む。）、常勤職員、嘱託及び派遣労働者をいう。</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守) 第2条の2 第4条に定める組織（以下「組織」という。）は、前条に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにする。 2 理事長は、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の方針を定め、組織に所属する全員に向けて関係法令及び保安規定の遵守の重要性を周知する。また、安全・核セキュリティ統括部長を指揮し、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の状況について報告を受け、必要な指示を行う。活動の方針は、年度ごとに1回以上レビューし、必要に応じて見直しを行う。 3 安全・核セキュリティ統括部長は、理事長の活動の方針を受けて、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の施策を毎年度、立案する。また、当該年度の実施状況を取りまとめ、評価し、中央安全審査・品質保証委員会の審議及び前項の理事長の指示を受け、継続的に改善を行う。 4 敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証本部長に第2項及び前項の関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の方針及び施策を踏まえた敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける年度活動計画を立案させ、敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議で審議した後、承認し、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅが年度活動計画に基づき実施した結果について評価することで継続的に改善する。 5 安全・品質保証室長は、前項に定める年度活動計画の立案を含め、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける関係法令及び保安規定の遵守を図るための活動を推進する。 6 第5条の職務に従事する者は、第4項に定める年度活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守を図るための活動に取り組む。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質保証) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、次のとおり品質保証計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムを構成する文書には、次の事項を含める。文書体系を別図3-2に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>b) 次の品質マニュアル</p> <p>①本品質保証計画</p> <p>②新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質保証計画書</p> <p>c) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”に関する別表3-1に示す文書及び第118条別表118-2の(5)に示す記録</p> <p>d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、組織が必要と決定した別表3-2に示す文書及びこれらの文書の中で明確にした記録</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>  <p style="text-align: center;">別図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p>	<p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質保証) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、次のとおり品質保証計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムを構成する文書には、次の事項を含める。文書体系を別図3-2に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>b) 次の品質マニュアル</p> <p>①本品質保証計画</p> <p>②新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質保証計画書</p> <p>c) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”に関する別表3-1に示す文書及び第118条別表118-2の(5)に示す記録</p> <p>d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、組織が必要と決定した別表3-2に示す文書及びこれらの文書の中で明確にした記録</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>  <p style="text-align: center;">別図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p>	<p>・記載の適正化 (4.2.1 c)とd)の文書の中には三次文書も含まれているため、識別を明確化)</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前							改正後							備考
別表3-2 文書化に関する要求事項 4.2.1 d)に定める文書							別表3-2 文書化に関する要求事項 4.2.1 d)に定める文書							・記載の適正化
本品質保証計画 関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	本規定 関連条項	本品質保証計画 関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	本規定 関連条項	
7.4	調達	調達管理基本要領	敦賀廃止措置 実証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-740	第3条	7.4	調達	調達管理基本要領	敦賀廃止措置 実証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-740	第3条	
		調達先の評価・選定管理 要領	契約部	契約部長	QS-G01				調達先の評価・選定管理 要領	契約部	契約部長	QS-G01		
		もんじゅ調達管理要領	もんじゅ	所長	MQAP740				もんじゅ調達管理要領	もんじゅ	所長	MQAP740		
7.6	監視機器 及び測定 機器の管 理	監視機器及び測定機器管理 基本要領	敦賀廃止措置 実証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-760	第3条	7.6	監視機器 及び測定 機器の管 理	監視機器及び測定機器管理 基本要領	敦賀廃止措置 実証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-760	第3条	
		監視・測定機器管理要領	もんじゅ	所長	MQAP760				監視・測定機器管理要領	もんじゅ	所長	MQAP760		
8.2.4	検査及び 試験	検査及び試験基本要領	敦賀廃止措置 実証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-824	第3条	8.2.4	検査及び 試験	検査及び試験基本要領	敦賀廃止措置 実証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-824	第3条	
		検査及び試験の管理要領	もんじゅ	所長	MQAP824				検査及び試験の管理要領	もんじゅ	所長	MQAP824		

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考																																																								
<p>(計測及び制御設備)</p> <p>第33条 次の計測及び制御設備は、別表33-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>(1) ディーゼル発電機起動計装</p> <p>2 計測及び制御設備が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 関係課長及び当直長は、別表33-2に定める定期的な検査を実施する。関係課長は、その結果を所管部長に報告し、施設管理課長に通知する。</p> <p>3 当直長は、計測及び制御設備が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表33-2の措置を講じるとともに、<u>施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の措置を講ずるとともに、同表の条件において、炉心構成要素等取替作業中の場合は燃料環境課長に連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">別表33-1 計測及び制御設備の施設運用上の基準</p> <table border="1" data-bbox="252 703 1261 976"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項で定める計測及び制御設備</td> <td>動作不能でないこと なお、適用される原子炉の状態及び所要チャンネル・系統数については別表33-2にて定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表33-2 ディーゼル発電機起動計装</p> <table border="1" data-bbox="163 1081 1350 1249"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">適用される原子炉の状態</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置</th> <th colspan="3">定期的な検査</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ディーゼル発電機起動論理回路</td> <td>低温停止 燃料交換</td> <td>1系統以上</td> <td>A. 1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>施設定期検査時</td> <td>電気保全課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温)</p> <p>第60条 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池に燃料が貯蔵されている期間において、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温は、別表60-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位が前項で定める施設運用上の<u>基準値</u>を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、1週間に1回、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位が別表60-1で定める値であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、炉外燃料貯蔵槽又は燃料池の液位又は液温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表60-2の措置を講ずるとともにその旨を施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件A又はBに該当する場合は燃料環境課長へ連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講ずる。</p>	項目	施設運用上の基準	第1項で定める計測及び制御設備	動作不能でないこと なお、適用される原子炉の状態及び所要チャンネル・系統数については別表33-2にて定める。	機能	適用される原子炉の状態	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			定期的な検査			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	1 ディーゼル発電機起動論理回路	低温停止 燃料交換	1系統以上	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	機能検査を実施する。	施設定期検査時	電気保全課長	<p>(計測及び制御設備)</p> <p>第33条 次の計測及び制御設備は、別表33-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>(1) ディーゼル発電機起動計装</p> <p>2 計測及び制御設備が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 関係課長及び当直長は、別表33-2に定める定期的な検査を実施する。関係課長は、その結果を所管部長に報告し、施設管理課長に通知する。</p> <p>3 当直長は、計測及び制御設備が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表33-2の措置を講ずる。</p> <p style="text-align: center;">別表33-1 計測及び制御設備の施設運用上の基準</p> <table border="1" data-bbox="1454 703 2463 976"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項で定める計測及び制御設備</td> <td>動作不能でないこと なお、適用される原子炉の状態及び所要チャンネル・系統数については別表33-2にて定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表33-2 ディーゼル発電機起動計装</p> <table border="1" data-bbox="1365 1081 2552 1249"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">適用される原子炉の状態</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置</th> <th colspan="3">定期的な検査</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ディーゼル発電機起動論理回路</td> <td>低温停止 燃料交換</td> <td>1系統以上</td> <td>A. 1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>施設定期検査時</td> <td>電気保全課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温)</p> <p>第60条 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池に燃料が貯蔵されている期間において、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温は、別表60-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位が前項で定める施設運用上の<u>基準</u>を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、1週間に1回、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位が別表60-1で定める値であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、炉外燃料貯蔵槽又は燃料池の液位又は液温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表60-2の措置を講ずるとともにその旨を施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件A又はBに該当する場合は燃料環境課長へ連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講ずる。</p>	項目	施設運用上の基準	第1項で定める計測及び制御設備	動作不能でないこと なお、適用される原子炉の状態及び所要チャンネル・系統数については別表33-2にて定める。	機能	適用される原子炉の状態	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			定期的な検査			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	1 ディーゼル発電機起動論理回路	低温停止 燃料交換	1系統以上	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	機能検査を実施する。	施設定期検査時	電気保全課長	<p>・別表33-2の措置事項の内容に即した記載の見直し</p>
項目	施設運用上の基準																																																									
第1項で定める計測及び制御設備	動作不能でないこと なお、適用される原子炉の状態及び所要チャンネル・系統数については別表33-2にて定める。																																																									
機能	適用される原子炉の状態	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			定期的な検査																																																				
			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																		
1 ディーゼル発電機起動論理回路	低温停止 燃料交換	1系統以上	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	機能検査を実施する。	施設定期検査時	電気保全課長																																																		
項目	施設運用上の基準																																																									
第1項で定める計測及び制御設備	動作不能でないこと なお、適用される原子炉の状態及び所要チャンネル・系統数については別表33-2にて定める。																																																									
機能	適用される原子炉の状態	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			定期的な検査																																																				
			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																		
1 ディーゼル発電機起動論理回路	低温停止 燃料交換	1系統以上	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	機能検査を実施する。	施設定期検査時	電気保全課長																																																		
<p>(炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温)</p> <p>第60条 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池に燃料が貯蔵されている期間において、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温は、別表60-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位が前項で定める施設運用上の<u>基準値</u>を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、1週間に1回、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位が別表60-1で定める値であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、炉外燃料貯蔵槽又は燃料池の液位又は液温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表60-2の措置を講ずるとともにその旨を施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件A又はBに該当する場合は燃料環境課長へ連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講ずる。</p>	<p>(炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温)</p> <p>第60条 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池に燃料が貯蔵されている期間において、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温は、別表60-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位が前項で定める施設運用上の<u>基準</u>を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、1週間に1回、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位が別表60-1で定める値であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、炉外燃料貯蔵槽又は燃料池の液位又は液温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表60-2の措置を講ずるとともにその旨を施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件A又はBに該当する場合は燃料環境課長へ連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講ずる。</p>	<p>・記載の適正化</p>																																																								

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>(廃止措置計画の実施工程管理) 第67条の4 廃止措置計画の廃止措置の工程に示す作業、検査及び設備点検の実施状況を管理するため、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 計画管理課長は、月単位の年度計画（以下「現地マスター工程表」という。）を作成し、廃止措置部長、安全・品質保証部長、工程管理を総括する責任者*1（以下「工程管理総括責任者」という。）及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。所長は、承認する際、廃止措置計画の「廃止措置の工程」への影響を確認し、「廃止措置の工程」に影響があると判断した場合は敦賀廃止措置実証部門長へ報告し、その指示に従う。また、現地マスター工程表を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(2) 計画管理課長は、現地マスター工程表に基づき日単位の年度計画（以下「現地マスター詳細工程表」という。）を作成し、廃止措置部長、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け工程管理総括責任者の承認を得て所長に報告する。工程管理総括責任者は、承認する際、現地マスター工程表への影響を確認し、現地マスター工程表に影響があると判断した場合は所長へ報告し、その指示に従う。また、現地マスター詳細工程表を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(3) 所長は、第1号に定める承認をした場合は、敦賀廃止措置実証部門長へ報告する。</p> <p>(4) 敦賀廃止措置実証部門長は、原則週1回以上、廃止措置の工程に示す<u>作業、検査及び設備点検</u>の実施状況を確認し、所長に必要な指示を行う。</p> <p>(5) 敦賀廃止措置実証部門長は、第1号又は前号にて2022年度中に燃料体の取出しが完了しないと判断した場合、廃止措置計画に反映して廃止措置計画の変更認可を受ける。</p> <p>2 敦賀廃止措置実証部門長は、毎年度1回以上、廃止措置計画の廃止措置の工程への影響を評価し、その結果を第3条5.6 マネジメントレビューの事項として理事長へ報告するとともに、所長へ必要な指示を行う。</p> <p>*1：工程管理総括責任者については、所長があらかじめ指名する。</p>	<p>(廃止措置計画の実施工程管理) 第67条の4 廃止措置計画の廃止措置の工程に示す各作業、検査及び設備点検（以下「作業等」という。）の実施状況を管理するため、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 計画管理課長は、月単位の年度計画（以下「現地マスター工程表」という。）を作成し、廃止措置部長、安全・品質保証部長、工程管理を総括する責任者*1（以下「工程管理総括責任者」という。）及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。所長は、承認する際、廃止措置計画の「廃止措置の工程」への影響を確認し、「廃止措置の工程」に影響があると判断した場合は敦賀廃止措置実証部門長へ報告し、その指示に従う。また、現地マスター工程表を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(2) 計画管理課長は、現地マスター工程表に基づき日単位の年度計画（以下「現地マスター詳細工程表」という。）を作成し、廃止措置部長、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け工程管理総括責任者の承認を得て所長に報告する。工程管理総括責任者は、承認する際、現地マスター工程表への影響を確認し、現地マスター工程表に影響があると判断した場合は所長へ報告し、その指示に従う。また、現地マスター詳細工程表を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(3) 所長は、第1号に定める承認をした場合は、敦賀廃止措置実証部門長へ報告する。</p> <p>(4) 敦賀廃止措置実証部門長は、原則週1回以上、廃止措置の工程に示す<u>作業等</u>の実施状況を確認し、所長に必要な指示を行う。</p> <p>(5) 敦賀廃止措置実証部門長は、第1号又は前号にて2022年度中に燃料体の取出しが完了しないと判断した場合、廃止措置計画に反映して廃止措置計画の変更認可を受ける。</p> <p>2 敦賀廃止措置実証部門長は、毎年度1回以上、廃止措置計画の廃止措置の工程への影響を評価し、その結果を第3条5.6 マネジメントレビューの事項として理事長へ報告するとともに、所長へ必要な指示を行う。</p> <p>*1：工程管理総括責任者については、所長があらかじめ指名する。</p>	<p>・記載の適正化 （廃止措置計画変更認可申請書 本文十一 2. 廃止措置の工程管理の方法と工程管理体制の記載と整合化）</p> <p>・記載の適正化</p>
<p>(2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクへの移送) 第67条の5 2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクへの2次系冷却材ナトリウムの移送作業を行う場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(省略)</p> <p>2 2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクへの2次系冷却材ナトリウムの移送完了後（固化後）については、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 機械保全課長は、一時保管用タンクへのナトリウムの移送が完了し、一時保管用タンク内のナトリウム温度が95℃以下になったことを確認した後、アルゴンガスポンペを接続し一時保管用タンク内を正圧状態（約20kPa）に保てる状態にあることを確認する。</p> <p>(2) 機械保全課長は、前号の確認後、ナトリウムの移送時に使用したナトリウム移送用配管、アルゴンガス供給用配管を撤去する。</p> <p>(3) 当直長は、一時保管用タンクへのナトリウムの移送が完了した後、一時保管用タンク設置エリアへの入室に係る鍵管理を行い、作業の必要時以外の入室を規制する。</p> <p>(4) 当直長は、一時保管用タンク内のナトリウムが固化した後、<u>1日</u>に1回、巡視によって異常の無いことを確認する。</p> <p>3 機械保全課長又は当直長は、2次系冷却材ナトリウムの移送作業の際に第1項のいずれかの事項が満足できない場合は、直ちにナトリウムの移送作業を中断する。</p> <p>4 機械保全課長は、前項の中断からナトリウムの移送作業を再開する場合は、第1項を満足していることを確認し、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を受ける。</p> <p>5 機械保全課長又は当直長は、第2項のいずれかの事項が満足していないことを確認した場合は、速やかに第2項を満足するよう措置を開始する。</p>	<p>(2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクへの移送) 第67条の5 2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクへの2次系冷却材ナトリウムの移送作業を行う場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(省略)</p> <p>2 2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクへの2次系冷却材ナトリウムの移送完了後（固化後）については、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 機械保全課長は、一時保管用タンクへのナトリウムの移送が完了し、一時保管用タンク内のナトリウム温度が95℃以下になったことを確認した後、アルゴンガスポンペを接続し一時保管用タンク内を正圧状態（約20kPa）に保てる状態にあることを確認する。</p> <p>(2) 機械保全課長は、前号の確認後、ナトリウムの移送時に使用したナトリウム移送用配管、アルゴンガス供給用配管を撤去する。</p> <p>(3) 当直長は、一時保管用タンクへのナトリウムの移送が完了した後、一時保管用タンク設置エリアへの入室に係る鍵管理を行い、作業の必要時以外の入室を規制する。</p> <p>(4) 当直長は、一時保管用タンク内のナトリウムが固化した後、<u>毎日</u>1回、巡視によって異常の無いことを確認する。</p> <p>3 機械保全課長又は当直長は、2次系冷却材ナトリウムの移送作業の際に第1項のいずれかの事項が満足できない場合は、直ちにナトリウムの移送作業を中断する。</p> <p>4 機械保全課長は、前項の中断からナトリウムの移送作業を再開する場合は、第1項を満足していることを確認し、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を受ける。</p> <p>5 機械保全課長又は当直長は、第2項のいずれかの事項が満足していないことを確認した場合は、速やかに第2項を満足するよう措置を開始する。</p>	<p>・記載の適正化 （保安規定第16条1項の巡視点検と記載の整合化）</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>第5章 燃料管理</p> <p>(新規)</p>	<p>第5章 燃料管理</p> <p><u>(炉心構成要素の性能維持確認)</u></p> <p><u>第73条の2 安全管理課長は、原子炉に装荷するため燃料を除く新炉心構成要素を新燃料貯蔵室に搬入する場合は、外観検査を行い、外観形状に異常のないことを確認する。</u></p> <p><u>2 安全管理課長は、原子炉内及び原子炉に装荷するため炉外燃料貯蔵槽に貯蔵中の炉心構成要素の健全性を1年に1回以上評価する。</u></p>	<p>・別表103に示す炉心燃料集合体等の炉心構成要素を、第103条の保守管理対象から除外するにあたり、第5章 燃料管理のQMS文書で実施していた炉心構成要素の性能維持確認(検査)に関して保安規定に追加</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">第8章 保守管理</p> <p>(保守管理計画)</p> <p>第103条 廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他必要な措置（以下「保守管理」という。）を実施するに当たり「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2007）」に従うことを基本とし、次のとおり保守管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>4. 保全対象範囲の策定</p> <p>(1) 計画管理課長は、原子炉施設の中から保全を行うべき対象範囲として、廃止措置計画第6-1表に示した性能維持施設の維持すべき機能に基づき維持すべき原子炉施設及びその他自ら定める設備のリストを作成し、安全・品質保証部長、廃止措置部長及び原子炉主任技術者の確認を得た後、所長の承認を得る。</p> <p>なお、保全対象範囲のうち、維持すべき原子炉施設を別表103に示す。</p> <p>また、別表103に示す電源供給設備、がれき撤去設備、火災対応設備は、本条の規定によらず、第24条の2に基づき性能を維持する。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(事業者自主検査の実施体制)</p> <p>第103条の3 所長は、事業者自主検査*1を統括する。</p> <p>2 事業者自主検査*1の実施箇所の課長は、関係箇所と十分な連絡協調を図りながら事業者自主検査を進めるとともに所管する検査員の職務遂行に関して適切な指示・管理を行う。</p> <p>*1：廃止措置計画の第6-1表に示した維持機能を確認する検査をいう。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 保守管理</p> <p>(保守管理計画)</p> <p>第103条 廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他必要な措置（以下「保守管理」という。）を実施するに当たり「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2007）」に従うことを基本とし、次のとおり保守管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>4. 保全対象範囲の策定</p> <p>(1) 計画管理課長は、原子炉施設の中から保全を行うべき対象範囲として、廃止措置計画第6-1表に示した性能維持施設の維持すべき機能に基づき維持すべき原子炉施設及びその他自ら定める設備のリストを作成し、安全・品質保証部長、廃止措置部長及び原子炉主任技術者の確認を得た後、所長の承認を得る。</p> <p>なお、保全対象範囲のうち、維持すべき原子炉施設を別表103に示す。</p> <p>また、別表103に示す電源供給設備、がれき撤去設備、火災対応設備は、本条の規定によらず、第24条の2に基づき性能を維持し、別表103に示す炉心燃料集合体、ブランケット燃料集合体、主炉停止系調整棒、後備炉停止棒、中性子源集合体、中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体、固定吸収体は本条の規定によらず第5章燃料管理に基づき性能を維持する。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(事業者自主検査の実施体制)</p> <p>第103条の3 所長は、事業者自主検査*1を統括する。</p> <p>2 事業者自主検査*1の実施箇所の課長は、関係箇所と十分な連絡協調を図りながら事業者自主検査を進めるとともに所管する検査員の職務遂行に関して適切な指示・管理を行う。</p> <p>*1：廃止措置計画の第6-1表に示した維持機能を確認する検査をいう（<u>廃止措置計画第6-1表に示す維持期間を終了し、維持不要となった設備又は機能については、維持期間終了以降の検査の対象から除く。</u>）。</p>	<p></p> <p>・燃料集合体を含む炉心構成要素の性能維持については、第5章燃料管理の中で実施しているため、その旨を明確化</p> <p>・維持期間終了後の事業者自主検査の扱いの明確化</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前						改正後						備考					
別表103 維持すべき原子炉施設 (3/5) * : 詳細な機器レベルでの性能維持施設の範囲						別表103 維持すべき原子炉施設 (3/5) * : 詳細な機器レベルでの性能維持施設の範囲											
施設区分	設備等の区分	設備(装置)名称	維持機能	維持機能(詳細)	機器名称*	施設区分	設備等の区分	設備(装置)名称	維持機能	維持機能(詳細)	機器名称*	備考					
原子炉補助施設	共通保安設備	機器停止設備	機器停止設備	機器停止設備	機器停止設備	原子炉補助施設	共通保安設備	機器停止設備	機器停止設備	機器停止設備	機器停止設備						
		燃料採取設備	1次アルゴンガス・サンプリング装置	放射線物質漏えい防止機能	放射線物質を含む1次アルゴンガスを内蔵する機器			燃料採取設備	1次アルゴンガス・サンプリング装置	放射線物質漏えい防止機能	放射線物質を含む1次アルゴンガスを内蔵する機器						
	機器冷却設備	電磁ポンプ冷却設備	冷却機能(自動起動機能を除く)	冷却機能	電磁ポンプ冷却設備	冷却機能(自動起動機能を除く)	機器冷却設備	電磁ポンプ冷却設備	冷却機能(自動起動機能を除く)	冷却機能	電磁ポンプ冷却設備	冷却機能(自動起動機能を除く)					
		1次主冷却系循環ポンプ/ローモータ冷却設備	冷却機能(自動起動機能を除く)	冷却機能	1次主冷却系循環ポンプ/ローモータ冷却設備	冷却機能(自動起動機能を除く)											
	計測制御系統施設	中核子計装	原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装	計測制御系統施設	中核子計装	原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装		主冷却系計装 中間熱交換器2次側入口/出口ナトリウム温度 中間熱交換器2次側入口/出口ナトリウム温度 2次主冷却系流量			
			原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装			原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装			原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装	
			原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装			原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装			原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装
			原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装			原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装			原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装
			原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装			原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装			原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装
			原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装			原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装			原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装
原子炉炉心内計装			原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装			原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装	原子炉炉心内計装		原子炉炉心内計装		
原子炉炉心外計装			原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装			原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装	原子炉炉心外計装		原子炉炉心外計装		
電気設備	主要変圧器	1A起動変圧器	電源供給機能	電源供給機能	電源供給機能	電気設備	主要変圧器	1A起動変圧器	電源供給機能	電源供給機能	電源供給機能	主冷却系計装 中間熱交換器2次側入口/出口ナトリウム温度 中間熱交換器2次側入口/出口ナトリウム温度 2次主冷却系流量					
		1B起動変圧器	電源供給機能	電源供給機能	電源供給機能			1B起動変圧器	電源供給機能	電源供給機能	電源供給機能						
		予備変圧器	電源供給機能	電源供給機能	電源供給機能			予備変圧器	電源供給機能	電源供給機能	電源供給機能						
		所内高圧系統	電源供給機能	電源供給機能	電源供給機能			所内高圧系統	電源供給機能	電源供給機能	電源供給機能						
		所内低圧系統	電源供給機能	電源供給機能	電源供給機能			所内低圧系統	電源供給機能	電源供給機能	電源供給機能						
		ディーゼル発電機	電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧立上機能並びに自動給電機能を除く)	電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧立上機能並びに自動給電機能を除く)	電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧立上機能並びに自動給電機能を除く)			ディーゼル発電機	電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧立上機能並びに自動給電機能を除く)	電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧立上機能並びに自動給電機能を除く)	電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧立上機能並びに自動給電機能を除く)						
		直流電源及び交流無停電電源設備	電源供給機能	電源供給機能	電源供給機能			直流電源及び交流無停電電源設備	電源供給機能	電源供給機能	電源供給機能						
		通信設備	通信機能	通信機能	通信機能			通信設備	通信機能	通信機能	通信機能						
		非常用照明設備	非常用照明機能	非常用照明機能	非常用照明機能			非常用照明設備	非常用照明機能	非常用照明機能	非常用照明機能						
		排水設備	排水機能	排水機能	排水機能			排水設備	排水機能	排水機能	排水機能						
放射線廃棄物処理施設	放射線廃棄物処理設備	放射線廃棄物処理設備	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理施設	放射線廃棄物処理設備	放射線廃棄物処理設備	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能	主冷却系計装 中間熱交換器2次側入口/出口ナトリウム温度 中間熱交換器2次側入口/出口ナトリウム温度 2次主冷却系流量					
		放射線廃棄物処理設備	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能			放射線廃棄物処理設備	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能						
		放射線廃棄物処理設備	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能			放射線廃棄物処理設備	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能						
		放射線廃棄物処理設備	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能			放射線廃棄物処理設備	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能						
		放射線廃棄物処理設備	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能			放射線廃棄物処理設備	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能						
		放射線廃棄物処理設備	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能			放射線廃棄物処理設備	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能						
		放射線廃棄物処理設備	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能			放射線廃棄物処理設備	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能						
		放射線廃棄物処理設備	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能			放射線廃棄物処理設備	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能						
		放射線廃棄物処理設備	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能			放射線廃棄物処理設備	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能						
		放射線廃棄物処理設備	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能			放射線廃棄物処理設備	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能	放射線廃棄物処理機能						

・主冷却系計装との関連性を明確化

・系統ごとに記載していた予熱温度計を予熱計装設備に統合

・記載の適正化

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前						改正後						備考	
別表103 維持すべき原子炉施設 (5/5) * : 詳細な機器レベルでの性能維持施設の範囲						別表103 維持すべき原子炉施設 (5/5) * : 詳細な機器レベルでの性能維持施設の範囲							
施設区分	設備等の区分	設備(機器)名称	維持機能	維持機能(詳細)	機器名称*	施設区分	設備等の区分	設備(機器)名称	維持機能	維持機能(詳細)	機器名称*	備考	
発電所補助施設	マンテナス冷却系置換気装置	マンテナス冷却系置換気装置	換気機能	マンテナス冷却系置換気ファン マンテナス冷却系置換気ファン マンテナス冷却系置換気配管自動ダンパ	マンテナス冷却系置換気ファン マンテナス冷却系置換気ファン マンテナス冷却系置換気配管自動ダンパ	発電所補助施設	マンテナス冷却系置換気装置	マンテナス冷却系置換気装置	換気機能	マンテナス冷却系置換気ファン マンテナス冷却系置換気ファン マンテナス冷却系置換気配管自動ダンパ	マンテナス冷却系置換気ファン マンテナス冷却系置換気ファン マンテナス冷却系置換気配管自動ダンパ		記載の適正化
	伊外燃料貯蔵槽冷却系置換気装置	伊外燃料貯蔵槽冷却系置換気装置	換気機能	伊外燃料貯蔵槽冷却系置換気ファン 伊外燃料貯蔵槽冷却系置換気配管自動ダンパ	伊外燃料貯蔵槽冷却系置換気ファン 伊外燃料貯蔵槽冷却系置換気配管自動ダンパ		伊外燃料貯蔵槽冷却系置換気装置	伊外燃料貯蔵槽冷却系置換気装置	換気機能	伊外燃料貯蔵槽冷却系置換気ファン 伊外燃料貯蔵槽冷却系置換気配管自動ダンパ	伊外燃料貯蔵槽冷却系置換気ファン 伊外燃料貯蔵槽冷却系置換気配管自動ダンパ		
	マンテナス・廃棄物処理建物換気装置	マンテナス・廃棄物処理建物換気装置	換気機能	マンテナス・廃棄物処理建物換気ファン マンテナス・廃棄物処理建物換気ファン マンテナス・廃棄物処理建物換気配管自動ダンパ	マンテナス・廃棄物処理建物換気ファン マンテナス・廃棄物処理建物換気ファン マンテナス・廃棄物処理建物換気配管自動ダンパ		マンテナス・廃棄物処理建物換気装置	マンテナス・廃棄物処理建物換気装置	換気機能	マンテナス・廃棄物処理建物換気ファン マンテナス・廃棄物処理建物換気ファン マンテナス・廃棄物処理建物換気配管自動ダンパ	マンテナス・廃棄物処理建物換気ファン マンテナス・廃棄物処理建物換気ファン マンテナス・廃棄物処理建物換気配管自動ダンパ		
	制御用圧縮空気設備	制御用圧縮空気設備	プラント運転補助機能	圧縮空気供給機能	制御用空気圧縮機 制御用空気貯槽 制御用圧縮空気設備配管		制御用空気圧縮機 制御用空気貯槽 制御用圧縮空気設備配管	制御用圧縮空気設備	制御用圧縮空気設備	プラント運転補助機能	圧縮空気供給機能	制御用空気圧縮機 制御用空気貯槽 制御用圧縮空気設備配管	
	所内用空気圧縮設備	所内用空気圧縮設備	プラント運転補助機能	圧縮空気供給機能	所内用空気圧縮機 所内用空気貯槽 所内用空気圧縮設備配管		所内用空気圧縮機 所内用空気貯槽 所内用空気圧縮設備配管	所内用空気圧縮設備	所内用空気圧縮設備	プラント運転補助機能	圧縮空気供給機能	所内用空気圧縮機 所内用空気貯槽 所内用空気圧縮設備配管	
	アルゴンガス供給系設備	アルゴンガス供給系設備	ナトリウム酸化防止機能	アルゴンガス供給機能	液体アルゴン貯蔵タンク アルゴンガス供給タンク アルゴンガス供給系設備配管		液体アルゴン貯蔵タンク アルゴンガス供給タンク アルゴンガス供給系設備配管	アルゴンガス供給系設備	アルゴンガス供給系設備	ナトリウム酸化防止機能	アルゴンガス供給機能	液体アルゴン貯蔵タンク アルゴンガス供給タンク アルゴンガス供給系設備配管	
	窒素ガス供給系設備	窒素ガス供給系設備	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	窒素ガス供給機能	液体窒素貯蔵タンク 窒素ガス供給タンク 窒素ガス供給系設備配管		液体窒素貯蔵タンク 窒素ガス供給タンク 窒素ガス供給系設備配管	窒素ガス供給系設備	窒素ガス供給系設備	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	窒素ガス供給機能	液体窒素貯蔵タンク 窒素ガス供給タンク 窒素ガス供給系設備配管	
	補助蒸気設備	補助蒸気設備	プラント運転補助機能	補助蒸気供給機能	補助ボイラ 補助ボイラ給水ポンプ 補助ボイラ給水タンク 補助ボイラ空気予熱器 補助ボイラ排気通風機 補助ボイラ煙突 補助蒸気設備配管 補助蒸気設備弁 補助ボイラ燃料排出ポンプ 補助ボイラ燃料タンク		補助ボイラ 補助ボイラ給水ポンプ 補助ボイラ給水タンク 補助ボイラ空気予熱器 補助ボイラ排気通風機 補助ボイラ煙突 補助蒸気設備配管 補助蒸気設備弁 補助ボイラ燃料排出ポンプ 補助ボイラ燃料タンク	補助蒸気設備	補助蒸気設備	プラント運転補助機能	補助蒸気供給機能	補助ボイラ 補助ボイラ給水ポンプ 補助ボイラ給水タンク 補助ボイラ空気予熱器 補助ボイラ排気通風機 補助ボイラ煙突 補助蒸気設備配管 補助蒸気設備弁 補助ボイラ燃料排出ポンプ 補助ボイラ燃料タンク	
	消火設備	消火設備(火災検知設備/水消火設備/炭酸ガス消火設備/泡消火設備/可搬式消火器)	消火機能	消火機能	火災検知設備 水消火設備 炭酸ガス消火設備 泡消火設備 消火設備(可搬式消火器)		火災検知設備 水消火設備 炭酸ガス消火設備 泡消火設備 消火設備(可搬式消火器)	消火設備	消火設備(火災検知設備/水消火設備/炭酸ガス消火設備/泡消火設備/可搬式消火器)	消火機能	消火機能	火災検知設備 水消火設備 炭酸ガス消火設備 泡消火設備 消火設備(可搬式消火器)	
	排水処理設備	排水処理設備	プラント運転補助機能	排水処理機能	排水処理装置		排水処理装置	排水処理設備	排水処理設備	プラント運転補助機能	排水処理機能	排水処理装置	
電源供給設備	電源供給設備	電源設備	電源供給機能	電源設備	電源設備	電源供給設備	電源供給設備	電源設備	電源供給機能	電源設備			
2次冷却材トリウム一時貯蔵タンク	2次冷却材トリウム一時貯蔵タンク	2次冷却材トリウム一時貯蔵タンク	2次冷却材トリウム一時貯蔵機能	2次冷却材トリウム一時貯蔵タンク	2次冷却材トリウム一時貯蔵タンク	2次冷却材トリウム一時貯蔵タンク	2次冷却材トリウム一時貯蔵タンク	2次冷却材トリウム一時貯蔵機能	2次冷却材トリウム一時貯蔵機能	2次冷却材トリウム一時貯蔵タンク			

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
(新規)	附 則 (施行期日) 第1条 この保安規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。	・附則の追加

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正履歴

	規定・変更内容	申請	認可	施行
制定	・ブランケット燃料の取扱い（運搬、貯蔵等）に伴い制定	平成3年4月11日 3動燃（安）001	平成3年5月13日 3安（原規）第192号	平成3年5月13日
第1次改正	・新燃料（ブランケット及び炉心燃料）の取扱いに伴い変更 ・その他（管理区域の変更、立入制限措置の追加、放射線計測器類の追加）	平成3年10月16日 3動燃（安）021	平成3年11月1日 3安（原規）第473号	（初装荷用炉心燃料の搬入の日から施行予定であったが、燃料搬入の遅れにより、未施行）
第2次改正	・組織改正に伴い変更（総務課長、労務課長から管理課長） ・運転管理専門官の常駐に伴い主任技術者からの報告を追加等	平成4年3月16日 3動燃（安）041	平成4年3月30日 4安（原規）第79号	平成4年4月1日
第3次改正	・組織改正に伴い変更（環境放射能等の測定業務を環境安全課長に移管） ・安全委員会の名称変更等	平成5年3月31日 4動燃（安）035	平成5年4月20日 5安（原規）第66号	平成5年4月20日
第4次改正	・初装荷用炉心燃料の装荷、原子炉運転に伴い変更（運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、保守管理及び非常時の措置に関する規定の追加）	平成5年9月17日 5動燃（安）019	平成5年9月30日 5安（原規）第272号	平成5年10月13日
第5次改正	・異常発生時における通報連絡を追加	平成9年6月30日 9動燃（安）021	平成9年7月11日 9安（原規）第146号	平成9年7月11日
第6次改正	・事業団法改正に基づく法人名称、組織改正に伴う関連条文及び安全総点検に伴う関連条文の変更	平成10年9月16日 10動燃（安）027	平成10年9月29日 10安（原規）第217号	平成10年10月1日
第7次改正	・保安教育の実施方針、請負会社従業員の教育を規定 ・保安検査制度導入に伴い、保安確保のための担保事項を明確化するとともに、曖昧な表現を具体化、明確化 ・運転制限、運転制限逸脱時の対応時間及び措置を規定 ・品質保証活動について規定	平成12年9月29日 12サイクル機構（安）023 平成12年12月21日 12サイクル機構（安）052 で一部補正	平成12年12月28日 12安（原規）第174号	平成12年12月28日
第8次改正	・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則が、平成13年1月6日付で施行されたことによる見直し ・誤記等の訂正 ・原子炉等規制法の改正（ICRP Pub. 60の取入れ）に伴う見直し	平成13年3月5日 12サイクル機構（安）059 平成13年3月26日 12サイクル機構（安）067 で一部補正	平成13年3月30日 平成13・03・05原第11号	平成13年4月1日
第9次改正	・雇用形態「開発協力員」の導入に伴う見直し ・改革推進グループの廃止に伴う組織改正による見直し ・崩壊熱及び他の残留熱の除去に関する系統の適用除外事項の追加 ・ICRP Pub90の取り入れに伴う固体廃棄物貯蔵庫の保管管理方法の見直し ・建設段階における使用前検査対象機器の復旧状態確認の規定の追加 ・その他、記載の明確化等による見直し	平成15年1月14日 14サイクル機構（安）040	平成15年1月24日 平成15・01・14原第11号	平成15年2月1日
第10次改正	・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則が、平成15年10月1日付で施行されたことによる見直し ・記載の適正化、具体化、明確化による見直し	平成15年12月24日 15サイクル機構（安）032 平成16年5月25日 16サイクル機構（安）012 で一部補正	平成16年6月7日 平成15・12・24原第28号	平成16年6月8日

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正履歴

	規定・変更内容	申請	認可	施行
第11次改正	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人日本原子力研究開発機構設立に伴う変更 ・保安検査等における検討結果に基づく変更 ・誤記・脱字・記載漏れの訂正、表現の統一の観点からの変更 	平成17年9月14日 17サイクル機構(安)029	平成17年9月26日 平成17・09・14原第8号	平成17年10月1日
第12次改正	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント確認試験開始に伴う見直し ・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の、平成17年11月22日付け及び平成19年6月15日付け改正に伴う見直し ・JEAC4203「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」の改正に伴う見直し ・誤記・脱字・記載漏れの訂正、表現の統一の観点からの見直し 	平成19年8月3日 19原機(も)210	平成19年8月30日 平成19・08・03原第26号	平成19年8月31日
第13次改正	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の改正(平成19年8月9日公布)に伴う見直し ・「実用発電用原子炉施設保安規定の審査について(内規)の追加について」に準ずる見直し ・モニタリングポストの点検頻度の見直し ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成19年9月28日 19原機(も)315 平成19年11月30日 19原機(も)461 で一部補正 平成19年11月30日 19原機(も)462	平成19年12月13日 平成19・09・28原第10号	平成19年12月14日
第14次改正	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント確認試験実施に伴う原子炉の状態の定義の見直し及び照射された燃料の健全性確認の規定の追加 ・品質保証体制の見直し ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成20年2月22日 19原機(も)650	平成20年6月6日 平成20・02・22原第8号	平成20年6月7日
第15次改正	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の改正(平成20年6月20日公布)に伴う見直し ・反応度測定検査における制限項目の追加 ・制御棒が1本スタックとなった場合の要求される措置の見直し ・試験使用期間中の特例を規定 ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成20年7月11日 20原機(も)223	平成20年8月22日 平成20・07・11原第30号	平成20年8月25日
第16次改正	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的総括調整機能並びに品質保証及び危機管理機能の強化に関する見直し ・施設定期検査時に実施する検査及び機能の確認等に代わる建設段階での確認方法を規定 ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成20年9月18日 20原機(も)421	平成20年10月1日 平成20・09・18原第23号	平成20年10月1日
第17次改正	<ul style="list-style-type: none"> ・検査制度の改正に伴う「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」を受け、供用期間中の保守管理及び建設段階における保守管理について、保全活動の充実を図る。 	平成20年10月31日 20原機(も)481 平成20年11月28日 20原機(も)545 で一部補正	平成20年12月12日 平成20・10・31原第36号	平成21年1月1日

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正履歴

	規定・変更内容	申 請	認 可	施 行
第 18 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・もんじゅにおけるマネジメントの強化に関する見直し ・副所長、次長の明確化 ・保安管理専門委員会の設置 ・不適合管理要領の統合及び品質保証計画関連条項の呼出しの整合化 ・敦賀本部の関与の強化に関する見直し ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 21 年 1 月 9 日 20 原機 (も) 637 平成 21 年 2 月 24 日 20 原機 (も) 715 で一部補正	平成 21 年 2 月 26 日 平成 21・01・09 原第 32 号	平成 21 年 2 月 27 日
第 19 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・運転条件の設定時期、制御棒操作手順書の作成時期及び反応度測定検査の確認時期の明確化 ・熱的制限値の最高線出力密度を燃料最高温度に変更 ・原子炉起動前に確認する事項の見直し ・ナトリウムの漏えい監視に係る運転上の制限の見直し ・新燃料、照射済燃料、使用済燃料等の定義の明確化 ・「燃料の取替等」を「炉心構成要素等の取替等」に変更 ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 21 年 7 月 24 日 21 原機 (も) 194 平成 21 年 9 月 8 日 21 原機 (も) 304 で一部補正	平成 21 年 9 月 11 日 平成 21・07・24 原第 9 号	平成 21 年 9 月 18 日
第 20 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉起動前、停止後の措置の性能試験期間中の扱いの明確化 ・試験使用期間中の特例の手続きの見直し ・崩壊熱及び他の残留熱の除去に係る系統の適用除外の手続きの見直し ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 21 年 10 月 30 日 21 原機 (も) 396	平成 22 年 1 月 29 日 平成 21・10・30 原第 24 号	平成 22 年 2 月 1 日
第 21 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・JEAC4111 改定等に伴う品質保証の見直し ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 22 年 7 月 16 日 22 原機 (も) 188 平成 22 年 10 月 25 日 22 原機 (も) 493 で一部補正	平成 22 年 11 月 5 日 平成 22・07・21 原第 34 号	平成 22 年 11 月 8 日
第 22 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の改正 (平成 23 年 3 月 30 日公布) に伴う見直し ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のうち、運転上の制限の解釈の見直しに準ずる見直し 	平成 23 年 4 月 6 日 23 原機 (も) 007 平成 23 年 4 月 22 日 23 原機 (も) 049 で一部補正	平成 23 年 5 月 6 日 平成 23・04・06 原第 19 号	平成 23 年 5 月 7 日
第 23 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理業務の一元化及び品質保証業務への特化に伴う見直し ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 23 年 6 月 17 日 23 原機 (も) 163 平成 23 年 9 月 7 日 23 原機 (も) 310 で一部補正	平成 23 年 9 月 27 日 平成 23・06・17 原第 11 号	平成 23 年 10 月 1 日
第 24 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全・保安院指示に基づき、事故由来放射性物質の降下物の影響確認を追加 ・原子力規制委員会設置法施行に伴う見直し 	平成 24 年 11 月 19 日 24 原機 (も) 456 平成 25 年 3 月 12 日 24 原機 (も) 710 で一部補正	平成 25 年 3 月 29 日 原管 P 収第 121119001 号	平成 25 年 4 月 8 日

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正履歴

	規定・変更内容	申請	認可	施行
第 25 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更 敦賀本部を除く機構の組織改編に伴う見直し モニタリングカーの更新に伴う見直し 記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 25 年 10 月 3 日 25 原機 (も) 351 平成 26 年 3 月 19 日 25 原機 (も) 730 で一部補正 平成 26 年 3 月 28 日 25 原機 (も) 749 で一部補正	平成 26 年 4 月 11 日 原規規発第 1404112 号	平成 26 年 4 月 16 日
第 26 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 組織変更に伴う、第 4 条 (保安に関する組織)、第 5 条 (職務) 及びその他組織の変更に伴う関連条文の変更 電源機能等喪失時の体制の整備の所管課長の追加に伴う、第 24 条の 2 (電源機能等喪失時の体制の整備) の変更 その他、表現の適正化に係る見直し 	平成26年8月4日 26 原機 (も) 195	平成26年9月24日 原規規発第1409241号	平成26年10月1日
第 27 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正 (平成 27 年 8 月 31 日公布) に伴う、第 89 条 (線量の評価)、第 106 条の 2 (緊急作業従事者の選定)、第 109 条 (非常時対処訓練) 及び第 113 条の 2 (緊急作業従事者の線量管理等) の変更 法人名称の変更に伴う見直し 	平成28年2月26日 27原機 (も) 568 平成28年3月11日 27原機 (も) 598 で一部補正	平成28年3月31日 原規規発第 16033129号	平成28年4月1日
第 28 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 組織改編に伴う変更 「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方」に基づく変更 その他、表現の適正化に係る見直し 	平成30年2月9日 29原機 (も) 423 平成30年3月9日 29原機 (も) 471 で一部補正 平成30年3月19日 29原機 (も) 489 で一部補正	平成30年3月28日 原規規発第1803269号	平成30年4月1日
第 29 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 性能維持施設の機器レベルでの明確化に伴う変更 設備・機器の保守管理に係る条文の承認プロセス及び責任者の明確化 資機材、標識等の点検及び下部規定との関係に係る変更 事業者自主検査の実施体制の明確化に係る変更 その他、表現の適正化に係る見直し 	平成 30 年 6 月 28 日 30 原機 (も) 133 平成 30 年 8 月 8 日 30 原機 (も) 151 で一部補正	平成 30 年 9 月 13 日 原規規発第 1809133 号	平成 30 年 9 月 25 日
第 30 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取出し操作訓練のために必要となる中性子しゃへい体を追記。【第 13 条、第 67 条の 6】 今後、缶詰処理を行わないため、缶詰処理に関する記載を削除。【第 71 条の 2】 缶詰缶に収納しないブランケット燃料集合体を予備ラックに収納できるように燃料池の配置図を変更。【別図 71 の 2-1】 	令和元年 5 月 31 日 令 01 原機 (も) 041	令和元年 7 月 1 日 原規規発第 1907016 号	令和元年 7 月 16 日